

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
第1章 総則 （目的） 第1条 この規程は、<u>本学</u>のすべての施設が国民の財産であり、かつ、全学共通の貴重な資源であるという全構成員共通の自覚の下に、教育研究の変化に応じた施設使用の再編並びに新営（新築、増築及び改築をいう。）及び大型改修時における全学共通利用スペースの確保のために必要な事項を定め、全学的な施設の有効活用を促進し、教育研究活動の一層の活性化に資することを目的とする。 〔省略〕 （調査） 第5条 <u>予算・施設委員会</u>（以下「委員会」という。）は、施設の有効活用の観点から全学の施設の使用実態に係る問題点を把握するために必要な意見聴取手続を含む調査を実施することができる。 〔省略〕	第1章 総則 （目的） 第1条 この規程は、<u>東京学芸大学</u>のすべての施設が国民の財産であり、かつ、全学共通の貴重な資源であるという全構成員共通の自覚の下に、教育研究の変化に応じた施設使用の再編並びに新営（新築、増築及び改築をいう。）及び大型改修時における全学共通利用スペースの確保のために必要な事項を定め、全学的な施設の有効活用を促進し、教育研究活動の一層の活性化に資することを目的とする。 〔省略〕 （調査） 第5条 <u>財務委員会</u>（以下「委員会」という。）は、施設の有効活用の観点から全学の施設の使用実態に係る問題点を把握するために必要な意見聴取手続を含む調査を実施することができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成16年4月1日から施行する。</u>